



鳥取県公報

平成13年 7月17日(火)
第 7 2 9 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (434) (健康対策課) 1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (435) (") 1
	土地改良区の役員の就退任 (436) (耕地課) 2
	保安林の指定予定 (437) (森林保全課) 3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (438) (会計課) 4
教委告示	定例教育委員会の招集 (13) 4
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) 5
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課) 6

告 示

鳥取県告示第434号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第 2 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 7月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はやしクリニック	鳥取市湖山町南二丁目181 - 2	平成13年 5月15日
赤ちゃん・こどもクリニック しんざわ	米子市西福原1654 - 2	平成13年 6月22日
岸岡薬局	米子市両三柳2514	平成13年 6月 1日
てらもと薬局	境港市渡町1447 - 4	"

鳥取県告示第435号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第 2 条の 6 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 7月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
有限会社貝田哲雄薬局	境港市松ヶ枝町9	平成13年5月29日
岸岡薬局	米子市両三柳2514	平成13年6月1日
てらもと薬局	境港市渡町1447 - 4	〃

鳥取県告示第436号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年7月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 番 原 義 美 米子市日下563
" 仲 田 祐 康 米子市日下541
" 櫻 田 孝 具 米子市日下301
" 田 中 英 夫 米子市日下277 - 3
" 松 原 敏 米子市福万664
" 松 村 俊 之 米子市福万498 - 4
" 船 寄 春 芳 米子市福万266
" 福 島 京 二 米子市福万141 - 1
" 福 永 勝 幸 米子市福万183 - 5
" 高 橋 文 雄 米子市石州府443
監 事 松 岡 武 志 米子市日下292
" 仲 田 弘 義 米子市福万749
" 田 中 専 治 米子市福万595

平成13年3月22日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 門 岡 房 善 米子市日下629
" 仲 田 祐 康 米子市日下541
" 船 岡 徳 正 米子市日下303 - 1
" 大 原 仁 司 米子市日下176 - 3
" 椎 木 義 則 米子市福万651
" 船 寄 隆 米子市福万266
" 船 岡 律 子 米子市福万498 - 5
" 西 村 勇 治 米子市福万175 - 1
" 福 原 好 男 米子市福万193
" 野 坂 利 喜 雄 米子市石州府433
監 事 船 越 洋 一 米子市日下574
" 山 上 丈 夫 米子市福万710

” 野 坂 幸 秀 米子市石州府449
平成13年3月23日就任 任期4年

鳥取県告示第437号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成13年7月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
西伯郡名和町大字御来屋字西堂ノ上330の2、332の2、字東屋敷1045
- (2) 指定の目的
風害の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
西伯郡中山町御崎字下モ山600の1、600の2、602の1、602の2、603、604、606、607、608の1、608の2
- (2) 指定の目的
風害の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、中山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
米子市岡成字岡成原580の3、580の5、580の375、581の2、583の3、583の4、583の8
- (2) 指定の目的
公衆の保健
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

米子市観音寺字岩崎ノ一684、686の1、686の3、690の1、字岩崎ノ二691の1

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに米子市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第438号

鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥取県規則第17号)第12条第1項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成13年7月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
鳥取銀行 根雨支店	売りさばき 場 所	日野郡日野町根雨133 - 3	日野郡日野町根雨211 - 1	平成13年5月7日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第13号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成13年7月17日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成13年7月19日(木)午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県高等学校教育審議会委員の解職について

(2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成13年7月17日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成13年8月1日 午後1時30分から 午後4時まで	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署 3階講堂	八橋、米子、境港、溝口及び 黒坂の各警察署の管内に居住 する者
	平成13年8月30日 午後1時30分から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 県議会棟執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び 浜村の各警察署の管内に居住 する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 2時間30分
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年7月10日付鳥取県公報第7297号中調達公告公募型指名競争入札の実施（米子警察署庁舎新築工事（電気設備）に係るものに限る。）は、廃止する。

平成13年7月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 米子警察署庁舎新築工事（電気設備）

(2) 工事場所 米子市上福原

(3) 工事内容

ア 本件工事は、米子市糺町にある米子警察署の移転新築に伴う電気設備工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の建築工事、機械設備工事、昇降機設備工事、畳工事及び植栽工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 電気設備工事の概要

ア 電灯設備 一般電灯設備、非常照明設備、コンセント設備及び照明制御設備

イ 動力設備 一般動力設備及び非常動力設備

ウ 受変電設備 配電盤形式、受電電圧3相6.6kV

エ 自家発電設備 ディーゼル機関3相200V、300kVA

オ 静止型電源設備 直流電源装置100Ah及び交流無停電電源装置15kVA

カ 避雷設備 突針及び棟上げ導体

キ 弱電設備 非常放送等拡声設備、インターホン設備、呼出、表示設備、テレビ共同受信設備、I T V監視設備、警報及び監視設備

ク 通信設備 電話配管設備及びLAN用配管設備

ケ 防災設備 火災報知設備、誘導灯設備及び防排煙連動操作設備

コ 構内配電線路 構内配電線路設備及び構内弱電通信線路設備

(5) 工事対象建物構造、規模

ア 庁舎棟 鉄筋コンクリート造4階建 延べ床面積 4,612.14㎡

イ 車庫棟 鉄筋コンクリート造1階建 延べ床面積 664.50㎡

ウ 付属棟 鉄骨造平屋建 延べ床面積 253.00㎡

エ 駐輪場（職員用） 鉄骨造平屋建 延べ床面積 102.04㎡

オ 駐輪場（外来者用） 鉄骨造平屋建 延べ床面積 27.92㎡

(6) 工 期 平成13年10月から平成14年12月20日まで

(7) 予定価格 351,956,850円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体は、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、40パーセント以上であること。

ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者であること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、電気工事に係るものを有すること。

ウ 平成13年7月17日（火）から同月26日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成13年4月1日（日）からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

オ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 電気工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 県内に本店を有する者の資格

(ア) 入札参加資格のうち電気工事のA級に係るものを有すること。

(イ) 入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された電気工事に係る総合点数が980点以上であること。

ウ 県外に本店を有する者の資格

(ア) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における電気工事の総合評点が860点以上であること。

(イ) 県内に支店を有し、当該支店に正社員の技術職員が20名以上いること。

エ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積が1,000平方メートル以上の建物の電気工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

オ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積が500平方メートル以上の建物の電気工事を施工管理した経験を有する者であること。

(イ) 電気工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の電気工事施工管理の検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 入札参加資格のうち電気工事のA級に係るものを有すること。

ウ 本件工事の施工期間中、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の電気工事施工管理の検定に合格した主任技術者を、専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成13年7月17日（火）から同月26日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1) のアに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等の提出された資料は、返却しない。

(4) 工事の内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(7)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれが認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取り引きの秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする可能性がある。